省　令

○環境省令第十七号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十条第二項の規定に基づき、下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十五日　　環境大臣　山口　壮

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
下水道法（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。	下水道法（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第二十五条の二十三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に意見を述べること。	三　法第二十五条の十一第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に意見を述べること。
四　法第二十五条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。	四　法第二十五条の十一第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。
五　（略）	五　（略）

附　則

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。